

坂戸市英語指導助手（A L T）派遣業務（単価契約）

プロポーザル実施要領

令和 7 年 7 月

坂戸市教育委員会 学校教育課

1 基本事項

(1) 目的及び手段

生きた英語に直接触れることで、児童・生徒の英語に関する興味・関心を高め、異文化への理解を深めながら、英語によるコミュニケーション能力の向上及び国際理解教育の推進を図るため、派遣契約を利用して坂戸市立小・中学校に、英語指導助手（以下「ALT」という。）を配置する。

(2) 件名

坂戸市英語指導助手（ALT）派遣業務（単価契約）

(3) 業務場所

坂戸市立坂戸小学校 外 18校

(4) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(5) 契約期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

(6) プロポーザル方式を採用する理由

価格評価のみならず、派遣元事業者（以下「派遣元」という。）の工夫を凝らした教育手法等について提案を受け、その内容を教育現場に取り入れることにより、最も効率的に上記「目的」を達成するため。

(7) プロポーザル方式の種類

公募型プロポーザル方式

2 参加資格要件

プロポーザルに参加する派遣元は、次に掲げる参加資格要件を満たさなければならない。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ② 本案件の公告時に有効な坂戸市競争入札参加者名簿に登載があること。
- ③ 本案件の公告から契約締結までの間に、坂戸市の締結する契約に係る指名停止措置要綱（平成8年坂戸市告示第27号）に基づく指名停止措置又は坂戸市の締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年坂戸市告示第75号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 参加者及びその役員等が以下の項目に該当しないこと。
- ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）でないこと。
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していないこと。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑥ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条第1項に規定する労働者派遣事業の許可をうけていること。

3 事務局

本件のプロポーザルを実施するにあたり、必要な事務は以下において行う。

〒350-0292 坂戸市千代田一丁目1番1号

坂戸市英語指導助手（ALT）派遣業務プロポーザル選考委員会 事務局
（坂戸市教育委員会学校教育課）

電話：049-283-1331

FAX：049-283-1691

メール：sakado76@city.sakado.lg.jp

4 見積上限額

一人1日当たり 20,000円（税抜き）

上記金額を超える場合は、失格とする。

なお、当該金額は、令和11年3月末日までの人件費等の上昇率を見込んだものであるため、これを踏まえて見積ること。

1日は8時間を予定（うち1時間の休憩時間を含む）

なお、各年度の事業費上限額は、税込み51,480,000円（日額20,000円×1.1×180日（1年間の勤務予定日数）×13人（ALTの配置予定人数）とする。

5 スケジュール

実施日	内容
令和7年7月31日（木）	仕様書・実施要領・評価基準等の公表
令和7年8月12日（火）正午	質問書の受付期限
令和7年8月20日（水）	質問回答
令和7年8月22日（金）午後5時	参加意向表明書等提出期限
令和7年8月26日（火）	参加資格結果通知
令和7年9月8日（月）午後5時	提案書等提出期限
令和7年10月8日（水）	書類選考結果通知
令和7年11月6日（木）	プレゼンテーション審査の実施
令和7年11月14日（金）	最終審査結果通知
令和7年12月中旬	契約締結

6 質問書の提出及び回答

（1）質問書

別紙仕様書の内容に疑義がある場合は、以下の手続に従い質問書を提出することができる。なお、質問書が提出された場合の質問書及び回答書は、契約の相手方となった者が契約書を作成する際、契約書に綴りこむ。

① 受付期間

令和7年8月1日（金）～令和7年8月12日（火）正午まで

② 質問書の様式

様式第1号

③ 受付方法

- ・電子メールにて受付を行う。送付先：sakado76@city.sakado.lg.jp
- ・電子メールは、件名を「〇〇〇〇ALT派遣業務(単価契約)質問書」とし、原本と相違ない電子データ（PDF形式）を送付すること。「〇〇〇〇」は社名を記載すること。メール送信後、事務局へ到達確認の電話を行うこと。送達確認が行われなかった場合の異議は一切受け付けない。
- ・質問事項欄には、会社名や質問者を類推できるような情報は記入しないこと。

（2）質問書への回答

① 回答日

令和7年8月20日（水）午後1時以降

② 回答方法

市ホームページにて回答書を公表する。

なお、いずれの業者からも質問がなかったときは、回答書の公表は行わない。また、回答に対する再質問は受け付けない。

7 参加意向表明書等の提出

提案を行おうとする者は、次に定めるところにより、参加意向表明書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年8月22日（金）午後5時まで

(2) 提出書類

① 参加意向表明書（様式第2号）：1部

② 会社概要書（様式第3号）：正本1部、副本15部

(3) 提出方法

「3 事務局」に直接持参または郵送

※直接持参の場合は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までとする。

※郵送で提出する場合は、配達証明書等送付を証明する手段にて提出期限までに必着で提出すること。

8 資格の確認等

参加意向表明書の提出があった時は、「2 参加資格要件」に定める要件について確認し、その結果を以下の期日に参加意向表明書を提出したものに通知する。

(1) 通知期日

令和7年8月26日（火）午後1時以降

(2) 通知方法

電子メールで電子データによる通知書を送付

9 提案書等の提出

参加意向表明書により、プロポーザルへの参加を表明し、「参加資格確認結果通知書」により、参加資格を有することが認められた者は、次に定めるところにより企画提

案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年9月8日(月)午後5時まで

(2) 提出書類等

- ① 以下の書類を作成のうえ提出すること。
 - ・企画提案書(様式第4号): 正本1部
 - ・提案内容書(任意様式): 正本1部、副本15部
- ② 以下の書類を1部作成し、提出すること。
 - ・見積書(様式第5号)
 - ・見積金額内訳書(任意様式)

(3) 提出書類詳細

- ① 企画提案書(様式第4号)
必ず所定の様式で作成し、提出すること。
- ② 提案内容書
 - ・任意様式とするが、A4両面印刷、70枚(140ページ)以内とすること。
なお、表紙・裏表紙、目次はページ数に含めないものとする。
 - ・内容については、本業務を履行していく上での基本的な考え方や仕様書の要件をどのように満たせるか等、アピールしたい点を文書、写真、イラスト、イメージ図等を使ってわかりやすく記載すること。
 - ・長編綴じのうえ提出すること。
- ③ 見積書(様式第5号)
見積書は、必要事項を記載し、坂戸市に対して契約締結権限のある者が記名・押印のうえ、提出すること。

ア 見積金額の記載方法

提案者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100(税抜き)に相当する金額を見積書に記載すること。

イ 見積書の無効

次の各号のいずれかに該当すると認めた見積りは、無効とする。

- ・見積者の記名・押印がない見積り
- ・見積書の記載部分を訂正した場合において、その部分に押印のない見積り(ただし、金額を訂正したものは、押印があっても無効とする。)
- ・押印した印影が明らかでない見積り
- ・記載すべき事項の記入がない見積り又は記入した事項が明らかでない見積り

- ・他人の代理を兼ねた者がした見積り
- ・2通以上の見積りを提出した者がした見積り又は2名以上の代理をした者がした見積り
- ・明らかに連合（談合）によると認められる見積り
- ・見積りの金額その他の要件が認め難い見積り
- ・鉛筆等の消えやすい筆記具で記載した見積り又は修正液等を使用した見積り
- ・電報、電話、電子メール又はFAX等指定方法以外の手段を用いて提出された見積り
- ・見積金額内訳書の同封が無い見積り
- ・その他見積りに関する条件に違反した見積り

④ 見積金額内訳書

- ・任意様式により、見積金額の内訳を記載すること。

なお、見積書と見積金額内訳書の総額が一致しない場合及び値引き表現等により金額を調整したものは失格とする。

※見積書及び見積金額内訳書は、社用の封筒に入れ、封筒の表には、件名・宛名（坂戸市長あて）とともに、見積者の住所・氏名を明記のうえ、見積書に押印した印で封印をして提出すること。

（４）提出方法

「３ 事務局」に直接持参又は郵送で提出すること。

※直接持参の場合は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前８時３０分から午後５時までとする。

※郵送で提出する場合は、配達証明書等送付を証明する手段にて提出期限までに必着で提出すること。

10 審査

本件に係るプロポーザルは、審査を厳正かつ公平に行うため、「坂戸市英語指導助手（ALT）派遣業務プロポーザル選考委員会（以下「選考委員会」という。）」による審査を実施し、提案特定者の決定などを行う。

（１）書類審査（以下「第一次審査」という。）

企画提案書等をもとに、第一次審査を実施し、審査基準に基づき評価点を算出する。各選考委員の評価点及び価格点の合計が高い上位３者を、第一次審査の通過者とする。

① 評価者

選考委員会委員

② 通知方法

電子メールで電子データによる通知書を送付

③ 結果通知日

令和7年10月8日（水）午後1時以降

（2）プレゼンテーション審査（以下「第二次審査」という。）

第一次審査の通過者を対象に、企画提案書等に基づいたプレゼンテーション及び質疑応答を実施し、審査基準に基づき評価点を算出する。

① 実施日

令和7年11月6日（木）

② 評価者

選考委員会委員

③ 実施内容

- ・30分以内とし、順番は企画提案書等の提出順とする。
- ・プレゼンテーションを20分以内とし、残り時間において質疑応答を実施する。
- ・プレゼンテーションは、プレゼンテーションソフトの使用を認める。
- ・プレゼンテーションに使用する機器は、事務局で用意する。

④ 結果通知日

令和7年11月14日（金）午後1時以降

（3）提案特定者の選考

第二次審査実施者の中から、第一次審査における評価点及び第二次審査における評価点の合計点を合算した総合評価点により、選考委員会において第1位と決定した者を提案特定者とする。

11 評価項目及び評価基準

「坂戸市英語指導助手（ALT）派遣業務（単価契約）プロポーザル評価基準」及び「坂戸市英語指導助手（ALT）派遣業務 プロポーザル評価基準表」において定める。

12 契約

- ① 提案特定者が辞退した場合又は参加資格を満たさないことが明らかになった場合、事務局は提案を特定しなかったもののうち評価順位が次順位の者を提案特定者とすることができる。
- ② 企画提案書等に記載された事項は、仕様書と合わせて、契約時の仕様書として取り扱う。ただし、本業務の目的を達成するために修正すべき事項があると本市が判断した場合は、本市と提案特定者との協議により、項目の追加、変更又は削

除、金額の変更を行うことができることとする。

- ③ 提案特定者を契約候補事業者として本件に関する詳細内容を協議し、当該協議が整った後に改めて見積徴取を行う。
- ④ 契約者の決定後に、企画提案書等に記載された事項が履行できなかった場合は、契約金額の減額または損害賠償請求等を行うものとする。

13 審査結果の公表方法等

令和7年11月14日（金）の結果通知による提案特定者の決定後、審査結果に係る次の項目を市ホームページにて公表する。

- ・審査結果（提案特定者の事業者名及び総合評価点、2位以下の総合評価点）

14 提案書等の取扱い

- ① 提出された企画提案書等は、返却しないものとする。
- ② 提出された企画提案書等は、坂戸市情報公開条例（平成11年12月20日条例第13号）に基づく請求がなされた場合は、原則として開示する。ただし、法人等に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えるおそれのあるものは、同条例第7条第1項第2号の規定に基づき非公開とする場合がある。

15 失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 書類の提出方法及び提出期限を守らなかった場合
- ② 提出書類に虚偽の内容を記載があった場合
- ③ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ④ プレゼンテーションに欠席した場合
- ⑤ 見積金額が契約上限額を超えた場合
- ⑥ 契約締結までの間に、坂戸市の締結する契約に係る指名停止措置要綱による有資格者の指名停止措置を受けた場合や暴力団排除措置要綱第3条に基づく指名除外の措置を受けた場合
- ⑦ その他選考委員会が不適格と認めた場合

16 その他

- ① 提案等に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- ② 参加者は、一度提出した提案書の変更を行うことはできない。なお、参加者は、発注者（事務局）から追加書類の提出を求められた場合は、速やかに応じなければならない。

- ③ 商標権、意匠権、特許権、実用新案権、著作権等の知的財産権等（日本国内の法令であることを問わない。）により保護の対象とされている意匠、デザイン、設計、材料、方法等を使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。
- ④ 審査の結果に対する一切の異議申立ては、受け付けない。
- ⑤ 見積りの指名を受けた者は、見積りを提出するまでの間はいつでも見積りを辞退することができるが、辞退する場合は必ず事前に事務局に連絡すること。
- ⑥ 契約締結までの間に、坂戸市の締結する契約に係る指名停止措置要綱又は坂戸市建設工事等暴力団排除措置要綱により指名停止又は指名除外の措置を受けたときは、この見積りの指名を取り消す。
- ⑦ 契約書に記載のない事項は、関係法令及び坂戸市の条例、規則、約款等の規定によることとする。
- ⑧ 本要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定める。